

自動車取得税（県税）

自動車の取得に対してかかります。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車…取得価額×3%　自家用自動車…取得価額×5%　営業用自動車…取得価額×3%

◎低公害車等の取得に係る税率の特例措置

低公害車等については、次のとおり特例措置が設けられています。

【新車新規登録時】

	対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	新車新規登録の時期	軽減内容
	電気自動車（燃料電池車を含む）	—	—	—		
	天然ガス自動車（注1）	—	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—		非課税
	プラグインハイブリッド自動車	—	—	—		
ガソリン自動車	乗用車（乗車定員10名以下）及びバス・トラック	2.5t以下 (バス・トラックのみ)	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準+20%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+50%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+38%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車 (注2) 平成22年度燃費基準+25%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		非課税
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
	バス・トラック	2.5t超 3.5t以下	平成17年排出ガス規制適合かつ75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		非課税
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
ディーゼル自動車	乗用車（乗車定員10名以下）	—	平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準+5%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
	バス・トラック	2.5t超 3.5t以下	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準+10%以上達成車	平成24年4月1日～平成27年3月31日	非課税
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準達成車		50%軽減
				平成27年度燃費基準+10%以上達成車		75%軽減
				平成27年度燃費基準+5%以上達成車		50%軽減

* プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のこと。

* 燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

(注1) 車検証に燃料が可燃性天然ガス（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く）であることが記載されているもの。

(注2) 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用されます（車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載されます）。

【新車新規登録時以外】

対象自動車	車両総重量	排出ガス要件	燃費要件	取得の時期	軽減内容
電気自動車	—	—	—		
天然ガス自動車（注1）	—	平成21年排出ガス規制適合かつ同基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの	—		課税標準（取得価額）から45万円控除
プラグインハイブリッド自動車	—	—	—		
ガソリン自動車	乗用車（乗車定員10名以下）及びバス・トラック	2.5 t 以下 (バス・トラックのみ)	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 20%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 50%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 38%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車 (注2) 平成22年度燃費基準 + 25%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
	バス・トラック	2.5 t 超 3.5 t 以下	平成17年排出ガス規制適合かつ同基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
				平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
ディーゼル自動車	乗用車（乗車定員10名以下）	—	平成21年排出ガス規制適合	—	課税標準（取得価額）から45万円控除
	バス・トラック（ハイブリッド自動車に限る）	3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合かつ10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの	平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から45万円控除
				平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除
		3.5 t 超	平成21年排出ガス規制適合	平成27年度燃費基準 + 10%以上達成車	課税標準（取得価額）から30万円控除
				平成27年度燃費基準 + 5%以上達成車	課税標準（取得価額）から15万円控除

※ プラグインハイブリッド自動車とは、家庭用電源から充電できるハイブリッド自動車のこと。

※ 燃費基準を満たしている場合は、車検証の備考欄にその旨が記載されます。

(注1) 車検証に燃料が可燃性天然ガス（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く）であることが記載されているもの。

(注2) 「平成22年度燃費基準」については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用されます（車検証の備考欄に「平成27年度エネルギー消費効率（JC08モード燃費値）算定未了」と記載されます）。

◎バリアフリー車両の取得に係る税率の特例措置

バリアフリー車両については、次のとおり特例措置が設けられています（低公害車等、先進安全自動車（ASV）に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）。

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽減内容
ノンステップバス（注1）	－		課税標準（取得価額）から1,000万円控除
リフト付きバス（注2）	乗車定員30人以上	平成24年4月1日	課税標準（取得価額）から650万円控除
	乗車定員30人未満	平成27年3月31日	課税標準（取得価額）から200万円控除
ユニバーサルデザインタクシー（注3）	－		課税標準（取得価額）から100万円控除

(注1) 車検証にノンステップバスであることが記載されていること。

(注2) 車検証にリフト付きバスであることが記載されていること。

(注3) 車検証に認定ユニバーサルデザインタクシーであることが記載されていること。

◎先進安全自動車（ASV）の取得に係る税率の特例措置

先進安全自動車（ASV）については、次のとおり特例措置が設けられています（低公害車等、バリアフリー車両に対する特例措置の対象である場合は、いずれかの選択適用となります。）。

対象自動車	車両総重量	新車新規登録の時期	軽減内容
衝突被害軽減ブレーキ搭載車両（注1）	トラック	8t超22t以下	平成24年4月1日～平成27年3月31日
		22t超	平成24年4月1日～平成26年10月31日
	けん引車	13t超	平成25年4月1日～平成27年3月31日
		5t超12t以下	平成25年4月1日～平成26年10月31日
	バス等（注2）	12t超	平成25年4月1日～平成26年10月31日
			課税標準（取得価額）から350万円控除

(注1) 車検証に衝突被害軽減ブレーキを搭載した車両であることが記載されていること。

(注2) 乗車定員10人以上で立席のないものであること。

◆免税・非課税

- 取得価格が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1ヶ月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障害者等の自動車税の減免（34ページ参照）と同様に自動車取得税についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、新規検査、軽自動車の使用の届出、移転登録、自動車検査証の記載事項の変更などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた自動車取得税の66.5%に相当する金額は、県内市町村へ市町村道の延長及び面積に応じて交付されます。